



長野県報

9月20日(木)
平成24年
(2012年)
第2405号

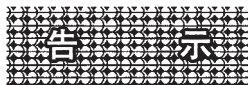
目次

告示

保安林予定森林(森林づくり推進課)	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	1
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定(文化財・生涯学習課)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(県民協働・NPO課)	2
一般競争入札(健康長寿課介護支援室)	3
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	4
一般競争入札(健康福祉政策課)	5
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課)	5
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課)	6



森林づくり推進課

長野県告示第638号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡小谷村大字千国字土荒神上乙6794の2、字小土山乙6975
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
苦水3、苦水10、苦水11
- 2 指定の区域
佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

苦水3、苦水10、苦水11

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野国連支援交流協会
- 3 代表者の氏名
小林利夫
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字大町739番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長野県を中心とする地域及び発展途上国に対して、国連の活動を支援する事業を行い、平和、福祉、安全、環境保全、人権など地球規模での諸問題解決を目指し、国際相互理解の促進に貢献し、国際協力等の公益増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成24年9月20日

長野県教育委員会

名称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称
村松の宝篋印塔	2基	小県郡青木村大字村松字生地1972番11	小県郡青木村大字村松字生地村松区
園原家住宅主屋、馬屋、神殿(本殿上屋)及び本殿	4棟	木曾郡南木曾町読書3456番地	愛知県知多市日長台360番地園原大進

文化財・生涯学習課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみの会
- 3 代表者の氏名
手塚義和
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字手塚1025番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立生活を営む、就労継続支援センター・地域活動支援センター・グループホーム・ケアホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人良風来
- 3 代表者の氏名
松澤豊美
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字五閑152番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、要支援者、要介護者、障害者に関わる、介護保険等に関連する事業を行い、医療、介護、福祉に貢献することを目的とする。